

	<p>一 農林土木 工事(沿岸 海墾整備事 業に係るも のを除く。 以下農林水 産部共通の 項の二から 三までにお いて同じ。)に 係る知事の 権限に属す る事務</p>	略	<p>八 同法第9条の20 において準用する 同法第9条の16の 規定による障害者 就業・生活支援セ ンターの業種に関 する監督命令</p> <p>九 同法第9条の20 において準用する 同法第9条の17第 1項の規定による 指定の取消し及び 同条第2項の規定 によるその旨の公 示</p> <p>十四 中小企 業における 労働力の確 保及び良好 な雇用の機 会の創出の ための雇用 管理の改善 の促進に関 する法律 (平成3年 法律第57 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務(経済 政策課の所 掌事務に係 るものを除 く。)</p> <p>十五 介護労 働者の雇用 管理の改善 等に関する 法律(平成 4年法律第 63号)に基 づく知事の 権限に属す る事務</p> <p>十六 その他 の事務</p>												
	<p>二 農林土木 工事及びこ れに伴う委 託業務(沿 岸海墾整備 事業に係る 委託業務を 除く。以下 農林水産部 共通の項の 二及び三に おいて同 じ。)に係 る農林土木</p>	略	<p>農林土木 水産部共 通</p> <p>一 農林土木 工事(農業 集畜排水事 業に係るも のを除 く。)に係 る知事の権 限に属する 事務</p> <p>二 農林土木 工事及びこ れに伴う委 託業務に係 る農林土木 建設工事等 の入札制度 に関する規 則に基づく 知事の権限 に属する事 務</p>												

<p>設工事等の 入札制度に 関する規則 に基づく知 事の権限に 属する事務</p> <p>三及び四 略</p>										
<p>農政課 略</p> <p>八 農協協同 組合法(昭 和22年法律 第132号) に基づく知 事の権限に 属する事務</p> <p>8 同法第11条の26 の規定により信託 の引受けの事業を 行う農協協同組合 について知事の権 限に属するものと された信託法(平 成18年法律第108 号)に基づく事務</p> <p>略</p>										
<p>九 森林組 合法(昭和三 十六年法律第 36号)に基 づく知事の権 限に属する 事務</p> <p>2 同法第12条の規 定により信託の引 受けの事業を行う 森林組合について 知事の権限に属す るものとされた信 託法に基づく事務</p> <p>略</p>										
<p>略</p> <p>十一 水産業 協同組合法 (昭和三十三 年法律第242 号)に基 づく</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 同法第17条の2 第3項(同法第96 条第1項において</p>										
<p>三及び四 略</p> <p>五 予算の執 行に關する 事務</p> <p>1 病害虫防除等に 係る予算の執行に 關する事務</p> <p>農業課参事長</p>										
<p>農政課 略</p> <p>八 農協協同 組合法(昭 和22年法律 第132号) に基づく知 事の権限に 属する事務</p> <p>8 同法第11条の26 の規定により信託 の引受けの事業を 行う農協協同組合 について知事の権 限に属するものと された信託法(大 正11年法律第2号) に基づく事務</p> <p>(一) 信託法第23 条第1項の規定 による信託財産 の管理方法の変 更</p> <p>(二) 信託法第46 条の規定による 受託者の解任の 許可</p> <p>(三) 信託法第47 条の規定による 受託者の解任</p> <p>(四) 信託法第58 条の規定による 信託の解除の命 令</p> <p>略</p>										
<p>九 森林組 合法(昭和三 十六年法律第 36号)に基 づく知事の権 限に属する 事務</p> <p>2 同法第12条の規 定により信託の引 受けの事業を行う 森林組合について 知事の権限に属す るものとされた信 託法に基づく事務</p> <p>(一) 信託法第22 条第1項ただし 書きの規定によ る信託財産を固 有財産とするた めの許可</p> <p>(二) 信託法第23 条第1項の規定に よる信託財産の 管理方法の変更</p> <p>(三) 信託法第46 条の規定による 受託者の解任の 許可</p> <p>(四) 信託法第47 条の規定による 受託者の解任</p> <p>(五) 信託法第58 条の規定による 信託の解除の命 令</p> <p>略</p>										
<p>略</p> <p>十一 水産業 協同組合法 (昭和三十三 年法律第242 号)に基 づく</p> <p>1及び2 略</p>										

通	港に係る港整備事業並びに沿岸整備事業に係る土木工事を除く。県土整備促進の真の一から三までにおいて同じ。)に係る知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)								
二	土木工事が及びこれに伴う委託業務(鳥取空港の整備事業、鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業並びに沿岸整備事業に係る委託業務を除く。県土整備促進の真の二において同じ。)に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	略							
略									
五	その他の事務	1 略							
		2 都市計画法第32条第1項の規定による開発行為の同意(国有土地に係るのものに限る。)							総合事務所長
県土	略								
総務課	八 建設業法(昭和三十四年法律第100号)に基づき限に属する事務	略							
		3 略							
		4 略							
		5 同法第25条の10の規定による紛争処理の申付の受付							
		6 略							
		7 同法第27条の26の規定による経営規程審査評価							
		8 同法第27条の27又は第27条の29の規定による経営規程審査評価の選出							
		9 同法第27条の35							

通	港に係る港整備事業、 <u>海洋整備事業及び東部地区沿岸魚場整備事業</u> に係る土木工事を除く。県土整備促進の真の一から三までにおいて同じ。)に係る知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)								
二	土木工事が及びこれに伴う委託業務(鳥取空港の整備事業、鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業、 <u>海洋整備事業及び東部地区沿岸魚場整備事業</u> に係る委託業務を除く。県土整備促進の真の二において同じ。)に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	略							
略									
五	その他の事務	1 略							
県土	略								
総務課	八 建設業法(昭和三十四年法律第100号)に基づき限に属する事務	略							
		2の2 略							
		3 略							
		4 略							

<p>4 土木工事及び電気設備工事に係る請負契約の締結の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの</p>					鳥取港湾事務所 所長						鳥取港湾事務所 所長
<p>5 土木工事及び電気設備工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一)及び(二) 略 (三) 契約の対象となる部分の金額が、000万円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの</p>					鳥取港湾事務所 所長						鳥取港湾事務所 所長
<p>6 土木工事及び電気設備工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一)及び(二) 略 (三) 契約の対象となる部分の金額が、000万円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの</p>					鳥取港湾事務所 所長						鳥取港湾事務所 所長
<p>7 予定価格が100万円未満の工事事用材料の購入並びに予定価格が50万円未満の機械及び器具の購入、借入れ及び修繕 (一) 略 (二) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの</p>					鳥取港湾事務所 所長						鳥取港湾事務所 所長
<p>8 土木工事及び電気設備工事の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結 (一) 略 (二) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの</p>					鳥取港湾事務所 所長						鳥取港湾事務所 所長
<p>4 土木工事及び電気設備工事に係る請負契約の締結の決定 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>					鳥取港湾事務所 所長						鳥取港湾事務所 所長
<p>5 土木工事及び電気設備工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一)及び(二) 略 (三) 契約の対象となる部分の金額が、000万円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>					鳥取港湾事務所 所長						鳥取港湾事務所 所長
<p>6 土木工事及び電気設備工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一)及び(二) 略 (三) 契約の対象となる部分の金額が、000万円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>					鳥取港湾事務所 所長						鳥取港湾事務所 所長
<p>7 予定価格が100万円未満の工事事用材料の購入並びに予定価格が50万円未満の機械及び器具の購入、借入れ及び修繕 (一) 略 (二) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>					鳥取港湾事務所 所長						鳥取港湾事務所 所長
<p>8 土木工事及び電気設備工事の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結 (一) 略 (二) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>					鳥取港湾事務所 所長						鳥取港湾事務所 所長

イ 略 □ 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの										鳥取港湾事務所 所長	イ 略 □ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの											鳥取港湾事務所 所長	
9 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令 (一) 略 (二) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの										鳥取港湾事務所 所長	9 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令 (一) 略 (二) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの											鳥取港湾事務所 所長	
10 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの										鳥取港湾事務所 所長	10 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの												鳥取港湾事務所 所長
11 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 略 □ 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの										鳥取港湾事務所 所長	11 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 略 □ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの												鳥取港湾事務所 所長
略											略												
13 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 略 □ 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの										鳥取港湾事務所 所長	13 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 略 □ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの												鳥取港湾事務所 所長
14 同規則第40条前											14 同規則第40条前												

<p>段の規定による工事の内容の変更等 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 略 ロ 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの</p>																							
<p>15 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 略 ロ 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの</p>																							
<p>16 同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 略 ロ 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの</p>																							
<p>17 同規則第42条第1項の規定による工期の繰上げの要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 略 ロ 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの</p>																							
<p>段の規定による工事の内容の変更等 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 略 ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>																							
<p>15 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 略 ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>																							
<p>16 同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 略 ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>																							
<p>17 同規則第42条第1項の規定による工期の繰上げの要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 略 ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>																							

18	同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 略 ロ 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの									鳥取港湾事務所 所長
略										
22	同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認 (一) 略 (二) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの									鳥取港湾事務所 所長
略										
25	同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 略 ロ 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの									鳥取港湾事務所 所長
略										
28	同規則第59条第2項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの									鳥取港湾事務所 所長
29	同規則第60条第2項の規定による前金払込に係る認定 (一) 略									

18	同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 略 ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの									鳥取港湾事務所 所長
略										
22	同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認 (一) 略 (二) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの									鳥取港湾事務所 所長
略										
25	同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 略 ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの									鳥取港湾事務所 所長
略										
28	同規則第59条第2項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの									鳥取港湾事務所 所長
29	同規則第60条第2項の規定による前金払込に係る認定 (一) 略									

	(二) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの								鳥取港湾事務所 所長										鳥取港湾事務所 所長
30	同規則第31条第2項の規定による請負代金の前金払い (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの								鳥取港湾事務所 所長										鳥取港湾事務所 所長
31	同規則第36条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認 (一) 略 (二) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの								鳥取港湾事務所 所長										鳥取港湾事務所 所長
32	同規則第36条第4項の規定による請負代金の部分払い (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの								鳥取港湾事務所 所長										鳥取港湾事務所 所長
33	同規則第37条第1項の規定による請負代金の代理受領の確認 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの								鳥取港湾事務所 所長										鳥取港湾事務所 所長
34	同規則第39条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除 (一)及び(二) 略 (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの								鳥取港湾事務所 所長										鳥取港湾事務所 所長
35	同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払 (一) 略								鳥取港湾事務所 所長										鳥取港湾事務所 所長
	(二) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの																		鳥取港湾事務所 所長
30	同規則第31条第2項の規定による請負代金の前金払い (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの																		鳥取港湾事務所 所長
31	同規則第36条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認 (一) 略 (二) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの																		鳥取港湾事務所 所長
32	同規則第36条第4項の規定による請負代金の部分払い (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの																		鳥取港湾事務所 所長
33	同規則第37条第1項の規定による請負代金の代理受領の確認 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの																		鳥取港湾事務所 所長
34	同規則第39条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除 (一)及び(二) 略 (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの																		鳥取港湾事務所 所長
35	同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払 (一) 略																		鳥取港湾事務所 所長

	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの									鳥取港湾事務所 所長
36	同規則第72条第71項の規定による当該物件の処分等の決定 (一)及び(二) 略 (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの									鳥取港湾事務所 所長
37	同規則第72条の3第11項の規定による追加技術者の配置の要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの									鳥取港湾事務所 所長
38	同規則第72条の5第11項の規定による工事現場の施工体制に係る実態調査の実施 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業に係るもの									鳥取港湾事務所 所長
略										
十四	漁港魚塀整備施設 行令(昭和25年政令第239号)第28条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた漁港魚塀整備施設に基づく事務	1	同去第24条第1項後段の規定による土地又は水面の区域への立入り等の許可(漁場に係るものを除く。)							
略										
略										
二十	その他の事務	1及び2	略							
	3	鳥取空港の運用上必要な土地等の借受けに係る契約書及び算書その他これらに類するもの								鳥取空港管理事務所 所長

	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの									鳥取港湾事務所 所長
36	同規則第72条第71項の規定による当該物件の処分等の決定 (一)及び(二) 略 (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの									鳥取港湾事務所 所長
37	同規則第72条の3第11項の規定による追加技術者の配置の要求 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの									鳥取港湾事務所 所長
38	同規則第72条の5第11項の規定による工事現場の施工体制に係る実態調査の実施 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 略 (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの									鳥取港湾事務所 所長
略										
十四	漁港魚塀整備施設 行令(昭和25年政令第239号)第28条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた漁港魚塀整備施設に基づく事務	1	同去第24条第1項後段の規定による土地又は水面の区域への立入り等の許可							
略										
略										
二十	その他の事務	1及び2	略							

別表第3 (第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第1条関係)

行政改革推進 人権局 地域づくり支援局 経済・雇用政策室 産業政策推進室 市郷町役所 農林総合

研究所及び水産庁等の関係事務に係る事務処理権限

所 属 名	事 項		事務処理権限の区分								地方機関の 長の名称	
	種 類	内 容	専 決 権 者				委 任 決 権 者					
			知事	部長	局長	課長	地方機 関の長	部長	局長	課長		地方機 関の長
人 事 ・ 評 価 室	1	同条第7条第1項の規定により任免される職員の任免 (一) 課長又はこれに相当する職以上の職に職に就するもの (二) 課長補佐又はこれに相当する職の職員に就するもの (三) 係長又はこれに相当する職の職員に就するもの (四) (一)から(三)まで以外の職の職員に就するもの										
	2	同条第7条第3項の規定による選考のための議決の施行										
	3	同条第2条第2項に規定する臨時任用職員及びこれらの者の職に就する職員(任用期間が6日未満の者を除く。)の任免										
	4	同条第26条の2第1項の規定による職員の修学部分休業の承認 (一) 部長等(部長又はこれに相当する職の職員をいう。以下人事・評価室の項において同じ。)及び農林総合事務所長に就するもの (二) 次長等(次長又はこれに相当する職の職員をいう。以下人事・評価室の項において同じ。)及び地方機関の長(総合事務所長を除く。以下人事・評価室の項において同じ。)に係るもの (三) 課長等(課長又はこれに相当する職の職員をいう。以下人事・評価室の項において同じ。)に係るもの (四) (一)から(三)まで以外の職の職員に就するもの										
	5	同条第26条の5第5項の規定による自己修学部分休業の取扱い (一) 部長等及び総合事務所長に就するもの (二) 次長等及び地方機関の長に就するもの (三) 課長等に就するもの										

別表第3 (第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第1条関係)

人権局 市郷町役所及び水産庁等の関係事務に係る事務処理権限

所 属 名	事 項		事務処理権限の区分								地方機関の 長の名称	
	種 類	内 容	専 決 権 者				委 任 決 権 者					
			知事	部長	局長	課長	地方機 関の長	部長	局長	課長		地方機 関の長

